○国土交通省告示第七百二十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月十一日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　北海道縦貫自動車道函館名寄線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
美唄市字チャシュナイ一〇二一番一六三	前	最大 一六二	六七
		最小 一〇一	
	後	最大 一八一	
		最小 一五一	

○国土交通省告示第七百二十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　第一東海自動車道

供用開始の区間　御殿場市駒門字中林六〇八番一

供用開始の期日　平成三十年六月十二日〇時

○国土交通省告示第七百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

堂の沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県北安曇郡小谷村大字中小谷

字小池平　丙一六八一番一号
地先道路敷　丙一六八一番二号
字ノド口　丙一六八二番八三号
字坂さぎ　丙一八三四番四号
丙一八三八番五号及び六号
丙一八二五番七号
丙一七九八番八号
丙一八〇二番九号
字堰上　丙一九〇三番十号
丙一九〇二番一十一号及び十二号

○国土交通省告示第七百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石脇沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県伊東市八幡野

字石脇　七三五番二　一号、二号、十一号及び十二号
七三七番三　三号
七三七番一　四号
七三七番二　五号
七四二番　六号
七三五番一　十号
一六九八番一　七号及び八号
字倉骨沢　一六八五番　九号

○国土交通省告示第七百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

湊北沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県賀茂郡南伊豆町湊

字下条　六四二番一　一号及び二号
六五一番二　三号
六五一番一　四号、十九号及び二十号
六五二番八　六号
六五三番一三　七号
六五二番一一　八号
六五二番三　九号
六五三番一　十号
六四七番　二十一号
六四四番　二十二号及び二十三号
字吸光山　一六二八番　十一号
一六二七番五　十二号
字西谷　一六二二番八二　五号
一六二四番　十三号、十五号から十七号まで
一六二六番　十四号
一六二二番三　十八号

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下多賀小山沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県熱海市下多賀

字小山　五四三番一二　一号
五四三番五　二号及び三号
五四三番一　四号、六号及び七号
五三九番二　五号
五四四番四　九号及び十号
五五〇番一三　十一号
五四六番一　十二号
字大峯　一六二七番八　八号

○国土交通省告示第七百三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

つづら谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第千三百七十号に掲げる土地の区域を除く。）

和歌山県日高郡みなべ町清川

字谷口　三六七三番　一号から四号まで
三六四六番　五号
三六四五番一　九号
字松平　三六一〇番　六号から八号まで
三六三〇番三　十号及び十二号
三六三〇番一　十一号、十三号及び十八号から二十一号まで
三六三〇番四　十四号
三六二九番六　十五号
三六二九番一　十六号
三六二九番八　十七号
三六三三番二　二十二号